

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障害児通所支援事業及び障害福祉サービスの実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、障害児通所支援事業及び障害福祉サービスの実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所支援事業及び障害福祉サービスの実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、各種給付費や医療費、地域生活支援事業等に関する事務を行う。美作市は、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費に関する事務 ②障害児相談支援給付費及び特例特定障害児相談支援給付費に関する事務
③システムの名称	福祉台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉給付受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表11, 15, 20, 80, 144, 155の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表14, 15, 16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 福祉政策課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	ソフトに入力する場合は複数人での確認を行うこととしているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	当市のシステムにおいては、情報提供ができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限所持者には離席時のログアウトの徹底をしているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. ②所屬長	社会福祉課長 江見 勉	社会福祉課長 長畑真吾	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	5. ②所屬長	社会福祉課長 長畑真吾	社会福祉課 課長	事後	
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和2年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	5. ①部署	社会福祉課	福祉政策課	事後	
令和3年7月1日	5. ②所屬長	社会福祉課	(削除)	事後	
令和3年7月1日	8. 連絡先	社会福祉課	福祉政策課	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事前	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	保健福祉部 福祉政策課 岡山県美作市北山390番地2	保健福祉部 福祉政策課 岡山県美作市美来1番地	事前	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	ソフトに入力する場合は複数人での確認を行うこととしているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	当市のシステムにおいては、情報提供ができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限所持者には離席時のログアウトの徹底をしているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)10、11、12の項(別表第二における情報提供の根拠)16、56の2、116の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表11、15、20、80、144、155の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表14、15、16の項	事後	法改正に伴うもの